

報 道 資 料

発表日: 令和7年10月2日

所 属: 公立大学法人 奈良県立医科大学

担 当: 人事課 森田、江上

電 話: 0744-22-3051 内線2175、2275

公立大学法人 奈良県立医科大学 職員の懲戒処分について

10月2日付けで自転車による飲酒運転事案について、下記のとおり懲戒処分を行ったので、お知らせいたします。

記

被処分者 : 本学 特任助教 小田 朗永

処分内容 : 停職1か月

処分理由 : 公立大学法人奈良県立医科大学職員就業規則
第31条第1号違反 [注]

処分事由 : 業務後、学内で飲酒した後、自転車による飲酒運転を行った。

注: 職員就業規則(抜粋)

第31条 職員は次の事項を守らなければならない。

(1) 法令、法人の規則及び規程に従い、かつ上司の職務上の命令に従わなければならない。